○地方公営企業法第３９条第２項の規定に基づき企業長が定める職に関する規則

令和７年３月３１日

規則第２号

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３９条第２項の規定に基づき、企業長が定める職は、次のとおりとする。

柳井地域広域水道企業団の事務局長、事務局次長、課長及び課長補佐

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。